

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第3号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
略				略			
警察	警察本部	部長 <u>総括参事官</u> <u>地域統括参事官</u> 参事官	2種	警察	警察本部	部長 参事官 <u>首席監察官</u>	2種
		課長 企画官 監察官 隊長 所長 室長 <u>センター長</u> 場長 広報官 首席師範 <u>検視官</u> 管理官（人事委員会が承認したものに限る。）	3種			課長 企画官 監察官 隊長 所長 室長 場長 広報官 首席師範 管理官（人事委員会が承認したものに限る。）	3種
略		略		略		略	
略				略			

附 則

この規則は、平成21年 3月26日から施行する。